

令和9年度南会津町職員（実務経験者：通年募集）通年採用候補者試験実施要領

1 目 的

町職員としての有能な人材を確保するため、試験を実施し、もって人事管理の適正と行政事務の向上に寄与するものとする。

2 試験種類及び採用予定人員

試験職種	保健師	土 木	建 築	情 報
採用予定 人数	若干名	若干名	若干名	若干名

3 受験資格

職 種	受験資格
保健師	以下の（１）から（３）のいずれも満たす者 （１）昭和51年４月２日以降に生まれた者 （２） <u>官公庁又は医療機関・学校等における職務経験を有する者</u> （３） <u>保健師資格を有する者</u>
土 木	以下の（１）及び（２）のいずれも満たす者 （１）昭和51年４月２日以降に生まれた者
建 築	（２）民間企業等において <u>土木又は建築関係の職務経験を３年以上有する者</u>
情 報	以下の（１）から（３）のいずれも満たす者 （１）昭和51年４月２日以降に生まれた者 （２） <u>官公庁（国又は地方公共団体）または民間企業等における職務経験を３年以上有する者</u> （３） <u>基本情報技術者試験以上の試験に合格実績がある者</u>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- （１）日本の国籍を有しない者
- （２）拘禁刑（禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （３）南会津町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- （４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

（１）第１次試験

①専門試験

・職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

②各種検査

・職務遂行に必要な適性検査（職務適応性検査、事務適性検査等）を行います。

（２）第２次試験

第１次試験合格者に対し、論文、集団討論及び個別面接による試験等を予定しています。

5 資格調査

第１次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込用紙に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

6 試験の期日・会場等

区分	日 時	試 験 会 場	発 表
第1次試験	申込書受付完了後 別途通知します。	南会津郡南会津町田島字 後原甲3531番地1 「南会津町役場」予定	町役場本庁・各総合 支所の掲示板及び町ホ ームページに 合格者の 受験番号 を掲載するほ か、受験者全員に合否 について、通知しま す。
第2次試験	第1次試験合格者に別途通知します。		

7 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。
- (2) 採用時期は原則令和9年4月1日からとなりますが、合格者と相談の上、令和8年度内から雇用となる場合もあります。
- (3) 初任給は、南会津町の給料表によります。また、手当として、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 試験申込書の請求

試験申込書は、町ホームページからのダウンロードのほか、南会津町役場総務課及び各総合支所町民課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「実務経験者試験申込書請求」と朱書きし、切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封し、請求してください。

(2) 申込方法

①持参の場合

南会津町役場総務課又は各総合支所町民課に提出してください。

②郵送の場合

封筒の表に「実務経験者試験申込」と朱書きし、南会津町役場総務課宛に、必ず簡易書留により提出してください。

③電子メールの場合

タイトルに「実務経験者試験申込」と入力し、h_soumu@minamiaizu.org のアドレス宛てに送信をしてください。

(3) 受付期間

令和8年7月15日（水）から令和8年12月28日（月）まで

（郵送及び電子メールによる申込書提出の場合も、**令和8年12月28日（月）必着**）

※受付期間内に申込が一定数を超えた場合、試験を実施します。

※採用人員が予定数に達した場合には、その時点で募集を終了する場合があります。

9 試験結果の開示

第1次試験の結果については、第1次試験の不合格者に限り口頭での開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示の期間は合格発表の日から1か月間、開示の場所は南会津町役場総務課です。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証等）を持参のうえ、**受験者本人が直接おいでください。**